

健保組合・事業主・関係機関をむすぶ

けんぽれん あいち

2025年

7

No.373

月号

県下88の健保組合の活動報告誌

開催報告 **けんぽれんあいち
健康ウォーク**
54組合・約2万人が参加

P2 P3

Web開催 **ゼロから始める
データヘルス・ポータルサイトの
活用方法セミナー**

P4

Web開催 **マイナ保険証対応
一括職権交付セミナー**

P5

Web開催 **医療費支払のしくみセミナー**

Web開催 **健保連中国地区主催
レセプト点検基礎研修会**

P6

クローズアップ健康経営2025
榎屋デカル工業株式会社

P7

**保健師等連絡協議会
2025年度 総会・第1回情報交換会**

P8



けんぽれんあいち健康ウォーク(P2・3)

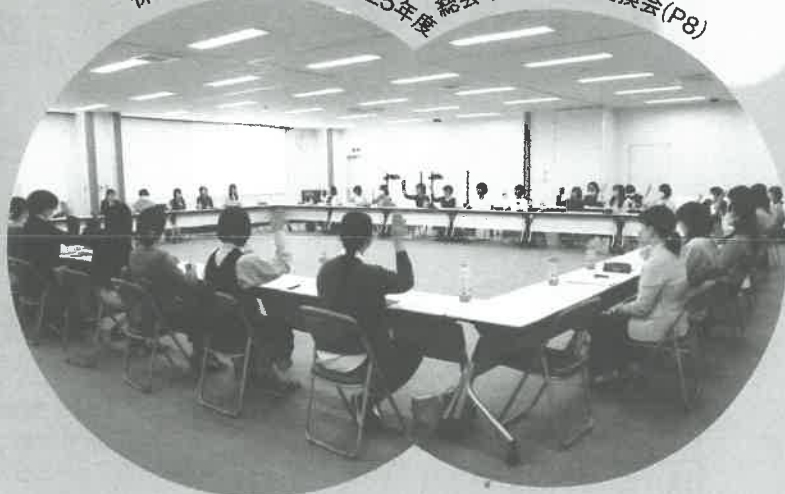
けんぽれんあいち

健康ウォーク

クローズアップ健康経営2025 榎屋デカル工業株式会社(P7)



保健師等連絡協議会 2025年度 総会・第1回情報交換会(P8)



健康保険組合連合会愛知連合会

けんぽれんあいち

<https://www.kenporen-aichi.jp/>



本年12月2日からの保険証廃止に伴い、資格確認書の交付にかかる組合(事業主)の事務負担の軽減を目的としたセミナーを開催しました。

保険証廃止に関連した関係資料、最近のトピックス、資格取得時および資格確認書の一括職権交付にかかる対応、FAQ、電子申請の取組みについて、健保連本部より解説いただきました。今回は、資格取得時および資格確認書の一括職権交付に関するポイントを掲載します。

講師

健保連本部
「マイナンバーカード・健康保険証一体化(保険証廃止)」対応チーム

資格取得時における対応

課題 保険証廃止日以降の新規資格取得者について資格確認書の「念のため交付」が発生

●マイナ保険証保有者など資格確認書交付対象者でないにもかかわらず、念のため資格確認書を手元に置いておきたいため、届書の「発行要否欄」にチェック(希望している)と考えられるケース(「念のため交付」が確認されている)

●とくに、資格取得届等に交付申請書を添付することで申請理由を確認していない組合、資格確認書交付前に職権交付用データの随時連携をしていない組合で多く発生

【某組合の事例】新規取得者3,800人のうち、本来職権交付の対象となるのは未紐付けの850人(22%)であったにもかかわらず、実際に1,700件(45%)もの資格確認書を交付

「念のため交付」を防止する取組み

①「事前点検」と「随時連携」の活用

入社日以前の届出(事前点検の届出)を事業主に推進したうえで、職権交付用データの随時連携により資格確認書の職権交付対象者であるか判定して必要な方にのみ交付する。

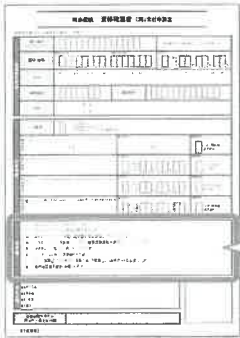
【2025年3月20日付】本部イントラに資料掲載

②「資格確認書交付申請書」の活用

事前点検以外の届出については、必要に応じて資格確認書交付申請書で申請理由の提出を求める。

【様式は本部イントラからダウンロード可能】

※申請書では、資格確認書の交付が必要な理由(申請理由)を選択することになっている



一括職権交付にかかる対応

課題 マイナ保険証を持っていない保険証廃止日前の加入者について、資格確認書の一括交付にかかる事務負担が発生

●現在の紐付け率は約72%であり、約3割の未紐付けの方が一括職権交付の対象となる見込み(一括職権交付のリミットは11月が目安)

一括職権交付にかかる組合(事業主)の事務負担の軽減を図る対応等

① 紐付未完了者の紐付対応(紐付勧奨)	●2025年4月2日付イントラ掲載 (参考資料第1弾) ●資格確認書 一括職権交付に向けた紐付勧奨等について
② 期限切れ対応(再交付勧奨)	●同6月3日付イントラ掲載(参考資料第2弾) ●事業主と連携した利用勧奨について※
③ 事業主と連携した利用勧奨にかかる整理	●同6月9日付イントラ掲載(参考資料第3弾) ●資格確認書の一括職権交付の手順等留意事項について
④ 資格確認書の一括職権交付の手順等の提示	●同1月27日付イントラ掲載 ●新入社員向けリーフレットおよび動画の提供 ほか
⑤ マイナ保険証利用登録の促進	※個別の交付事由を事業主に通知するためには、「個人情報保護法第27条第5項第3号」に規定する共同利用」として取扱う方法が考えられる。その場合はマイナ保険証の利用登録状況を事業主側が知っていることについて、本人が通常予期しうると客観的に認められる必要がある

提案

一括職権交付対象者は、マイナ保険証を使用しない、という明確な意思は確認できない(手続きを失念している人が多く含まれると想定)ことから、資格確認書を通常とは異なる仕様で交付し、早期にマイナ保険証に切り替えるよう促すことも検討いただきたい。

↓有効期限は短期間(例えば2025年度中)「サイズはA4型」で設定するといった方法が考えられる。

●A4型で資格確認書を交付する場合は、コピーガード用紙を活用することを推奨。(通常のコピー用紙で交付する場合は、複製等防止措置として保険者が直接押印するといった措置が必要)

●資格確認書を電磁的方法で交付できる場合は、交付等管理が容易であるため活用のご検討を。

※ただし、「マイナ保険証利用登録解除者」と「マイナバーカード返納者」は、マイナ保険証を使用しないという明確な意思が確認できるため、トラブル回避の観点から通常の資格確認書を交付することが考えられる。また、マイナポータル等で自己情報が閲覧できない設定をされている人(DV被害者など)も通常の資格確認書を交付することが好ましい。

本セミナーの資料・動画が
本部イントラより
ご覧いただけます!

【本部イントラネット】

組合実務 ▶ オンライン資格確認/マイナンバー(情報連携) ▶ 説明会等資料 ▶

5. 保険証廃止に係る現状と課題等(一括職権交付等) 【2025年6月13日付「お知らせ」】

※過去の「お知らせ」を見たいときは… 各種情報 ▶ お知らせ から検索できます!